

請願第3号

既に禁煙化を達成された公共施設と未だ禁煙化が  
達成されていない公共施設に関する請願書

令和4年9月5日

請 願 者

[Redacted Name]  
[Redacted Address]  
[Redacted Contact Info]

紹 介 議 員

筒 井	寛
中 村	良 路
中 井	政 友
青 木	恒 子

既に禁煙化を達成された公共施設と未だ禁煙化が  
達成されていない公共施設に関する請願書

1. 請願の要旨

受動喫煙防止に向けて、市域内の公共施設に於いては、既に全面禁煙が実施されている公共施設については全面禁煙を維持し、未だ十分な対策が取られていない公共施設等については、施設管理者に対して受動喫煙防止の取り組みを指導されるとともに、市民に対しては、たばこが健康に及ぼす悪影響や禁煙外来の診療についての理解が深まる普及啓発活動の推進をお願いいたします。

2. 請願の理由

① 庁舎敷地内の禁煙が周辺路上での受動喫煙を誘発していることを理由に庁舎敷地内に分煙と称し、喫煙所の設置を議決されましたが、この指摘は香芝市だけの問題ではなく、今後、他の多くの自治体が共有すべき重い課題であり、議論を重ねて解決すべき課題であります。既に禁煙を達成した公共施設を議会の多数決で分煙と称して元に戻すことの方が問題であり拙速であると考えます。

② 受動喫煙の防止に向けての世界の潮流は言うまでもなく禁煙にあり、分煙では煙の臭気及び有害物質が衣服に付着して受動喫煙の数値はゼロにはなりません。

奈良県下の他の自治体に先駆け、香芝市では庁舎敷地内を既に2018年4月に受動喫煙防止の最終目標である庁舎敷地内全面禁煙が達成されており、それにも関わらず、庁舎敷地内に分煙のためと称して喫煙所を設置する決議（2021年12月17日）が為されたことは明らかに的をはずされています。

③ 受動喫煙防止対策の歴史は、1980年の国や専売公社を被告とする嫌煙権訴訟（東京地裁 原告側の請求棄却）から始まりますが、原告側が敗訴したにも関わらず嫌煙に向けた社会の流れは留まらず、交通機関等においては禁煙者車両の運行、禁煙タクシーの認可、飲食店などでは禁煙コーナー、禁煙席等々が設けられるなど、受動喫煙防止に向けた認識が高まったことで、原告側が実質的な勝利と判断して控訴せずに確定判決となったと云われています。それ以降、公共施設の禁煙化に向けた分煙が加速して現在に至っています。私達はこうした禁煙化の流れは止めることは出来ないと考えております。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。